

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	医療政策課	整理番号	23
許認可等の種類	死体保存の許可			
根拠法令条例等・条項	死体解剖保存法第19条第1項			
許認可等の概要	死体保存の許可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(過去に申請実績がない又は稀であるため)</p> <p>【参考】死体解剖保存法第19条第1項 前2条の規定により保存する場合を除き、死体の全部又は一部を保存しようとする者は、遺族の承諾を得、かつ、保存しようとする地の都道府県知事(地域保健法第5条第1項の政令で定める市又は特別区にあつては、市長又は区長。)の許可を受けなければならない。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	15日			
期間の制定根拠	—			